



2022年5月23日

各位

会社名 日本特殊陶業株式会社
代表者名 代表取締役社長 川合 尊
(コード:5334、東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 ビジネスマネジメント室 蒲原 知之
(TEL. (052) 218-6465)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の第122回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は創業以来、スパークプラグをはじめとする内燃機関関連事業を中心に事業を拡大してまいりました。一方で、「2030 長期経営計画 日特BX」でお示ししておりますとおり、今後は、モビリティ、情報通信、医療、環境・エネルギーの4つのドメインにおいて事業展開を進め、事業ポートフォリオ転換を実現することを目指しております。それに伴い、これまで当社は、スパークプラグのブランドを使用した「NGK SPARK PLUG CO., LTD.」を英文商号としてまいりましたが、今後の事業展開に備えるとともに、地球環境全体に貢献する企業となることを目指し、当社の英文商号を、ラテン語で「輝く」の意味を持つ「niteo」と「地球」を表す「terra」を組み合わせた造語である「Niterrra」を使用した英文商号「Niterrra Co., Ltd.」に変更したく存じます。つきましては、商号を定める現行定款第1条を変更するとともに、効力発生日を2023年4月1日とするための附則を設けるものです。
- (2) 当社及び子会社の今後の事業展開に対応することができるよう、事業目的を定める現行定款第3条を変更するものです。
- (3) 当社は、中長期的な企業価値の向上を目指す経営を推進するため、コーポレートガバナンス体制を構築し、その充実に取り組んでまいりました。今般、当社を取り巻く事業環境が急速に変化する中、取締役会における経営方針・経営戦略に関する議論の一層の充実と監督機能の強化、経営の意思決定及び執行の更なる迅速化を目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしたく存じます。つきましては、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (4) 株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を定める現行定款第12条を変更するものです。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定として変更案第15条を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する現行定款第15条を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (6) その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、日本特殊陶業株式会社と称し、英文では、 <u>NGK SPARK PLUG CO., LTD.</u> と表示する。	第1条 当社は、日本特殊陶業株式会社と称し、英文では、 <u>Niterra Co., Ltd.</u> と表示する。
第2条 <条文省略>	第2条 <現行どおり>
(目 的)	(目 的)
第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 内燃機関用スパークプラグの製造、販売 2. 自動車部分品および附属品の製造、販売 3. 電子機器用・通信機器用部分品の製造、販売 4. 電気用・理化学用・工業用陶磁器の製造、販売 5. 機械工具の製造、販売 6. 計量器・測定器・化学機械装置の製造、販売 7. 医療用具・医療用機械器具の製造、販売 8. ニューセラミック製品の製造、販売 <新設> <u>9. 前各号に掲げる製品の輸出入、修理、賃貸借</u> <新設> <u>10. 前各号に関連する一切の事業</u>	第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 内燃機関用スパークプラグの製造、販売 2. 自動車部分品および附属品の製造、販売 3. 電子機器用・通信機器用部分品の製造、販売 4. 電気用・理化学用・工業用陶磁器の製造、販売 5. 機械工具の製造、販売 6. 計量器・測定器・化学機械装置の製造、販売 7. 医療用具・医療用機械器具の製造、販売 8. ニューセラミック製品の製造、販売 <u>9. 環境・エネルギー関連機器の製造、販売</u> <u>10. 前各号に掲げる製品の輸出入、修理、賃貸借</u> <u>11. 前各号に関連する役務の提供</u> <u>12. 前各号に関連する一切の事業</u>
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <削除> <u>3. 会計監査人</u>
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 <条文省略>	第6条～第11条 <現行どおり>

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>② 当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地に招集する。</p> <p>第13条～第14条 <条文省略></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第16条～第17条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、13名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② <条文省略></p> <p>③ <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>② 当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか愛知県小牧市において招集する。</p> <p>第13条～第14条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第17条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、13名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② <現行どおり></p> <p>③ <現行どおり></p>
---	---

<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>② <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第22条 <条文省略></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>第25条 <条文省略></p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第22条 <現行どおり></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>第25条 <現行どおり></p>

<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第 26 条 < 条文省略 ></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p> <p>第 31 条 補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条 < 現行どおり ></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 29 条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p>
---	--

<p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第31条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し、会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第38条～第41条 <条文省略></p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第33条～第36条 <現行どおり></p>

<p><新設> <新設></p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
	<p>第1条 第122回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</p>
<p><新設></p>	<p>(英文商号の変更の効力発生日)</p> <p>第2条 第122回定時株主総会の決議による定款第1条(商号)の変更は、2023年4月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 本条の規定は、前項の効力発生日の経過をもってこれを削除する。</p>
<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等に関する規定の効力発生日および経過措置)</p> <p>第3条 第122回定時株主総会の決議による変更前の定款(本条において以下「旧定款」という。)第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および当該変更後の定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、旧定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月24日(予定)

以上